

# 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

## 1. 利用定員とは

認可定員（※）の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のように定めるものとされています。

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本とするが、認可定員の範囲内で設定する
- ・恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが可能

また、子ども・子育て支援制度における給付（施設型給付及び地域型保育給付）にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっています。

具体的には、定員が大きければ子ども一人当たりの給付単価は下がり、定員が小さければ給付単価が上がることとなります。

※認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その施設の設備および運営の基準を満たす定員を指します。本市内の施設において教育・保育施設は兵庫県が、地域型保育事業は市が認可を行います。

子ども・子育て支援制度に係る認可・確認主体

給付種別	施設事業の種類		認可主体	確認主体
施設型給付	認定こども園	幼保連携型	兵庫県	加東市
		幼稚園型		
		保育所型		
		地方裁量型		
	幼稚園			
保育所				
地域型保育給付	小規模保育事業		加東市	加東市
	家庭的保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			

## 2. 利用定員の変更手続きについて

確認対象の施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議が必要になります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設の設置者が市町村に届ける必要があります。

### 3. 利用定員の変更について（案）

社会福祉法人東条保育福祉会が運営するさくら保育園の利用定員について、2号定員を10人減らし、さくら保育園全体の利用定員を50人とする。

施設・事業の種類		保育所					
公私区分		私立					
法人名		社会福祉法人 東条保育福祉会					
施設名		さくら保育園					
所在地		加東市岡本1572-7					
認可定員		60人					
利用定員 (人)	給付認定	1号認定	2号認定 3歳～5歳	3号認定 0歳 1・2歳		合計	
	変更前	—	45	3	12	60	
	変更後	—	35	3	12	50	
	増減	—	▲10	0	0	▲10	
変更予定年月日		令和3年10月1日					
変更理由		入所児童数の減少が続いていることや恒常的に利用定員を下回っていることから、法人の安定的な運営を図るため、実情に合わせた利用定員へ変更（引き下げ）したい。					
利用実績（人）		H29	H30	R1	R2	R3	平均
各年4月1日		55	48	39	38	29	41.8

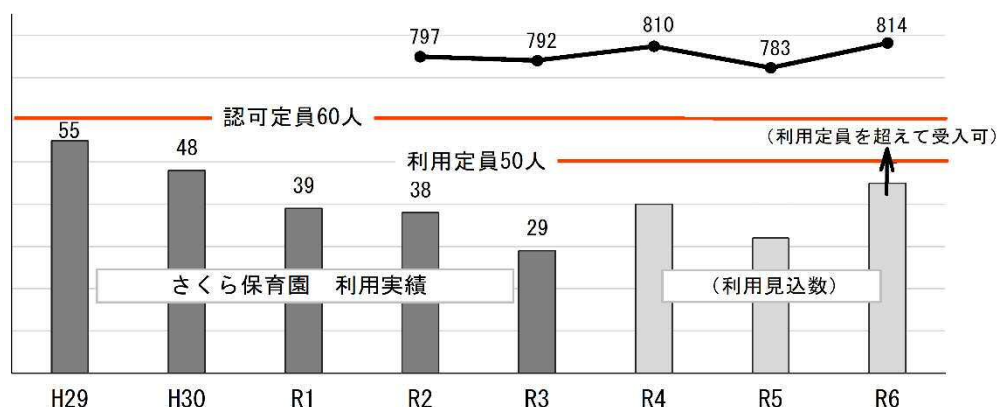
第2期加東市子ども・子育て支援事業計画では、2号認定子どもの量の見込みは今後も増加を推計しており、定員の拡大及び弾力運用を行い、提供体制を整えているところです。

今回は、当該法人の継続的・安定的な運営を図る必要があるため利用定員を引き下げることにいたしますが、今後、教育・保育サービスの質の向上など当該法人の取組により入所児童数が増加していけば、利用定員の引き上げを行います。

また、利用定員の引き下げを行ったことにより、入所申込者数が利用定員を超えたとしても、一定の範囲内であれば入所できなくなるものではありません。

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定の量の見込み	797人	792人	810人	783人	814人

2号認定の量の見込み(人)



## 用語解説

用語	解説
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費の支給を行うもの。
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と確認する幼稚園・保育所・認定こども園のことをいいます。
給付認定	施設型給付を受ける幼稚園・保育所・認定こども園へ通園または通園希望する児童の区分（下記の3区分）についての「認定」で、保護者の申請に基づき、「認定」は市が行う。
	<p><b>【1号認定】</b>（3歳以上：保育の必要性なし）  満3歳以上で、教育のみ希望する場合  （幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用）</p>
	<p><b>【2号認定】</b>（3歳以上：保育の必要性あり）  満3歳以上で、保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合  （保育所、認定こども園（保育部分）を利用）</p>
	<p><b>【3号認定】</b>（0～2歳：保育の必要性あり）  満3歳未満で、保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合  （保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業等を利用）</p>
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
量の見込み	ニーズ調査結果や教育・保育施設の利用状況などを基に、どのくらいの子どもが保育所、認定こども園を利用したいのか推計した見込みの子どもの数をいいます。
弾力運用	保育士の配置基準や子ども一人当たりの面積基準を満たしている場合に定員を超えて入所できるようにすることをいいます。